

資料 2

第 1 回鹿児島県犯罪被害者等支援条例検討委員会

2 条例骨子案について

鹿児島県犯罪被害者等支援条例骨子案

◎目的

- 犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、県、県民、事業者及び民間団体の責務及び役割等を明確化
- 犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進
- 犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与

◎総則

【定義】

- 犯罪等
- 犯罪被害者等
- 犯罪被害者等支援
- 二次的被害
- 民間被害者支援団体

【基本理念】

- 尊厳にふさわしい処遇の保障
- 犯罪被害者等の状況その他の事情に応じて、適切に実施
- 必要な支援が途切れることなく提供
- 関係機関等の相互の連携協力

【責務と役割】

- 県
- 県民
- 事業者
- 民間被害者支援団体
- 市町村への協力・支援

【推進体制】

- 推進体制の整備
- 緊急支援の実施
- 計画の策定
- 財政上の措置
- 施策の実施状況の公表

◎基本的施策

- ①相談・情報提供
- ②経済的負担の軽減
- ③保健医療・福祉サービスの提供
- ④安全の確保
- ⑤居住の安定
- ⑥雇用の安定
- ⑦理解の増進
- ⑧人材の育成
- ⑨民間被害者支援団体に対する支援
- ⑩個人情報管理の適切な管理

犯罪被害者等基本法の概要

■目的■(犯罪被害者等の権利利益を保護)

- 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
- 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
- 犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

■対象■(犯罪被害者等)

- 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為)の被害者、その家族・遺族

■基本理念■

- 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
- 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
- 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

■国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等■

■基本的施策■

- 相談及び情報の提供等(第11条)
- 損害賠償の請求についての援助等(第12条)
- 給付金の支給に係る制度の充実等(第13条)
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第14条)
- 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保(第15条)
- 居住及び雇用の安定(第16～17条)
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(第18条)
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第19条)
- 国民の理解の増進(第20条)
- 調査研究の推進等(第21条)
- 民間の団体に対する援助(第22条)
- 意見の反映及び透明性の確保(第23条)

■犯罪被害者等基本計画■

- 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

■年次報告■

■犯罪被害者等施策推進会議■

- 会長：内閣総理大臣
- 委員(10人以内)：
 - ・国家公安委員会委員長
 - ・内閣総理大臣が指定する国務大臣
 - ・内閣総理大臣が任命する犯罪被害者等の支援等に関する有識者



○ 九州各県の犯罪被害者等支援特化条例条項一覧

番号	条 項	1	2	3	4	5
		福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県
—	施行日	H30. 3. 30	H29. 4. 1	R1. 7. 16	R2. 12. 22	H30. 4. 1
1	目的	●	●	●	●	●
2	定義	●	●	●	●	●
3	基本理念	●	●	●	●	●
4	責務と役割	●	●	●	●	●
5		●	●	●	●	●
6		●	●	●	●	●
7		●	●	●	●	●
8		●	●	●	●	●
9		●	●	●	●	●
10		●	●	●	●	●
11		●	●	●	●	●
12		●	●	●	●	●
13	●	●	●	●	●	
14	●	●	●	●	●	
15	●	●	●	●	●	
16	基本的な施策	●	●	●	●	●
17		●	●	●	●	●
18		●	●	●	●	●
19		●	●	●	●	●
20		●	●	●	●	●
21		●	●	●	●	●
22		●	●	●	●	●
23		●	●	●	●	●
24		●	●	●	●	●
25		●	●	●	●	●
26		●	●	●	●	●
27		●	●	●	●	●
28		●	●	●	●	●
29		●	●	●	●	●
30		●	●	●	●	●
31	●	●	●	●	●	